

浜長保険センター安全だより

令和 2 年 12 月 22 日
 浜長保険センター 第 49 号
 電話 079-246-2561
 FAX 079-246-2571



年末を間近に控え、年越しに向けた準備などで何かと慌ただしくなりました。皆様にはお元気でご活躍のこととお喜びを申し上げます。来年は丑年、子年に蒔いた種が芽を出して成長する時期。丑年生まれの人、忍耐強く、黙々と道を歩んで成果を上げるタイプ、大器晩成型だそうです。皆さまにとって、来年が最高に良い年になりますようお祈り申し上げます。



高齢者による交通事故が多発したことから、1998年(平成10年)に高齢者講習が義務化され、更に2017年(平成29年)には認知機能検査が強化されました。最近、安全運転に不安を覚えた高齢者自身、また、ご家族の勧めにより運転免許の自主返納が徐々に増加しているようです。高齢者講習について、少し詳しく説明したいと思います。



問 過去に事故を起こしたことはなく、安全運転をしている。それでも高齢者講習を受ける必要があるのか？

答 高齢者講習は、交通ルールによって、義務化され、受講しないと免許証の更新はできません。

問 何歳から高齢者講習を受けなければならないのか？

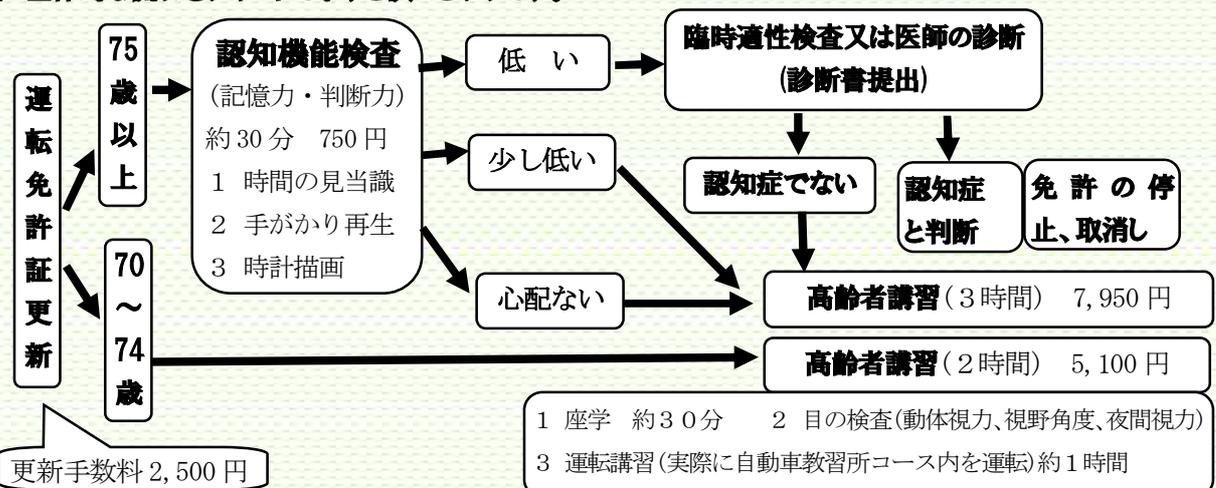
答 70歳から74歳までの方は、免許更新する場合は、座学、運転適性検査、運転講習などを受講します。75歳以上の方は、高齢者講習に先立って「認知機能検査」が行われます。

問 認知機能検査は、何故、行うのか。

答 人は年齢とともに記憶力、判断力が低下し、体力・視力も衰えます。安全に運転が出来るかどうか判断するため、高齢者講習により検査をします。

問 高齢者講習制度は、どのような内容であるのか？

答 全体的な流れをチャートで示すと次のとおりです。



75歳以上の方が一定の交通違反(信号無視など18違反)をした場合、運転免許証の更新時とは別に、「臨時認知機能検査」を受けることになります。この結果、直近の認知機能検査よりも悪くなっている場合には、臨時高齢者講習(2時間、5,800円)を受けなければなりません。検査の結果「低くなっている」と判定された方は、臨時適性検査又は診断書の提出が求められ「認知症」と判断された場合は、運転免許証の停止又は取り消し対象となります。

